

## 白川町区町村の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (2年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 30年度の人件費率
元年度	人	千円	千円	千円	%	%
	8,033	6,021,433	220,987	934,766	15.5	15.1

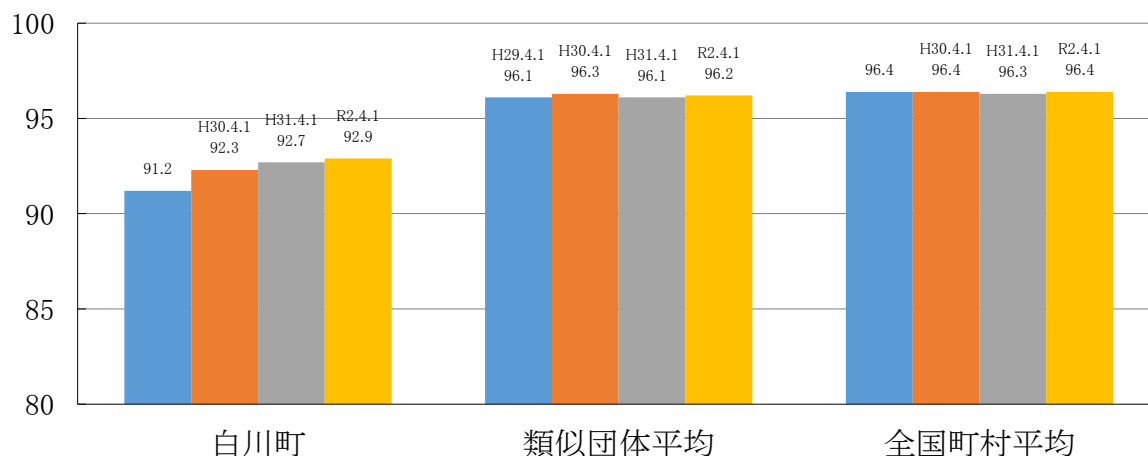
#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費			
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
元年度	人	千円	千円	千円	千円
	119	376,797	68,000	158,582	578,903

(参考) 一人当たり給与費 B/A	(参考) II-1 平均一人当たり給与費
千円	千円
4,865	5,561

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、31年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 ( ) 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。  
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)  
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 元年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

②社会人採用の増加、職員間の給与の均衡を図ったため

#### (4) 給与改定の状況

##### ①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B (%)	勧告 (改定率) %		
○年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

##### ②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数) )		
○年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

#### (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

##### ①給料表の見直し

[  実施 ] 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 【記入例】平成27年4月1日

(内容) 【記入例】一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均○%引下げ。若年層については、……。高齢層については……。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）【記入例】国基準●%に対し、△△市においても●%を支給。

（実施時期）【記入例】平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成27年4月1日時点は1%、給与改定後は平成27年4月に遡及し2%、平成28年4月1日から3%を支給。

（参考）

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度の支給割合	平成29年度の支給割合	平成30年度の支給割合	令和元年度の支給割合	令和2年度の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後					
国基準による支給割合	0%	1%	2%	3%	3%	3%	3%	3%
△△県の支給割合	0%	1%	2%	3%	3%	3%	3%	3%

③その他の見直し内容

【記入例】管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(6)特記事項

**2 職員の平均給与月額、初任給等の状況**

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和2年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
白川町	40.5歳	288,479円	—	341,440円
岐阜県	42.5歳	326,159円	399,262円	353,625円
国	43.2歳	327,564円	—	408,868円
類似団体	41.3歳	303,212円	348,216円	327,886円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対比する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
白川町	48.0 歳	1 人	214,200 円	221,300 円	221,300 円				
うち清掃員	48.0 歳	1 人	214,200 円	221,300 円	-	廃棄物処理業	46.2 歳	300,100 円	73.7%
岐阜県	47.1 歳	125 人	272,342 円	313,020 円	288,145 円				
国	50.9 歳	2,319 人	287,283 円	-	328,862 円				
類似団体	50.6 歳	4 人	284,390 円	304,021 円	295,783 円				

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
白川町	3,619,500 円	4,166,100 円	86.9%

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成29～31年の3ヶ年平均）。
- ※ 「廃棄物処理業」については、産業別の数値を3ヶ年平均（平成29～31年度までの各年度の労働者数で加重平均）したものである。
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の平均にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍下ものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、2年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（2年4月1日現在）

区 分		白 川 町	岐 阜 県	国
一般行政職	大 学 卒	182,200 円	192,300 円	182,200 円
	高 校 卒	150,600 円	157,700 円	150,600 円
技能労務職	高 校 卒	-	155,500 円	-
	中 学 卒	-	146,400 円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（2年4月1日現在）

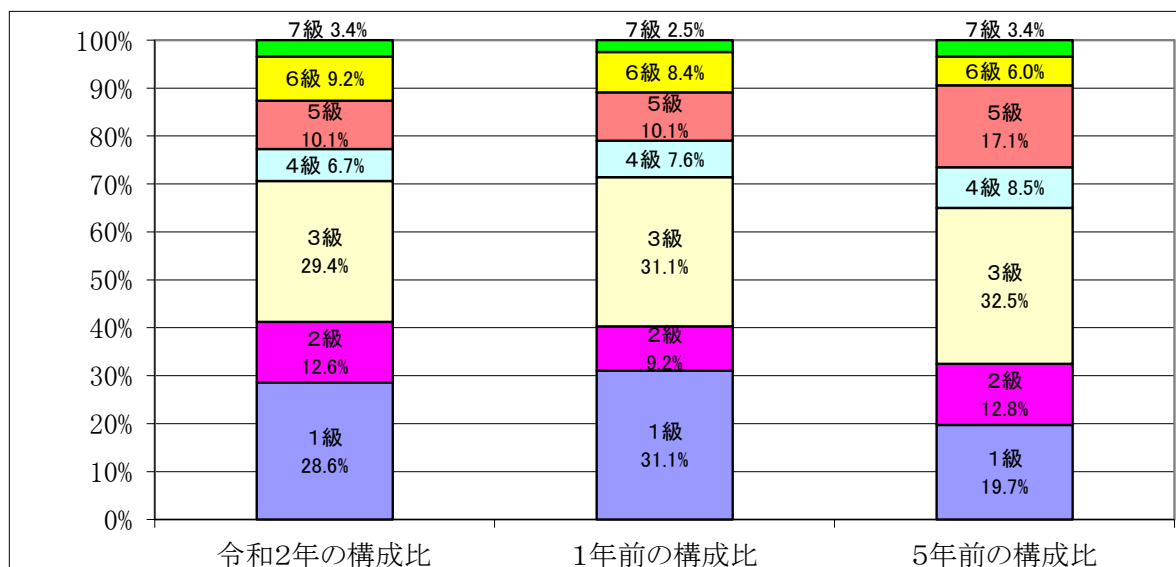
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	-	315,867 円	378,900 円	399,600 円
	高 校 卒	-	258,100 円	-	-
技能労務職	高 校 卒	-	-	-	-
	中 学 卒	-	-	-	-

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

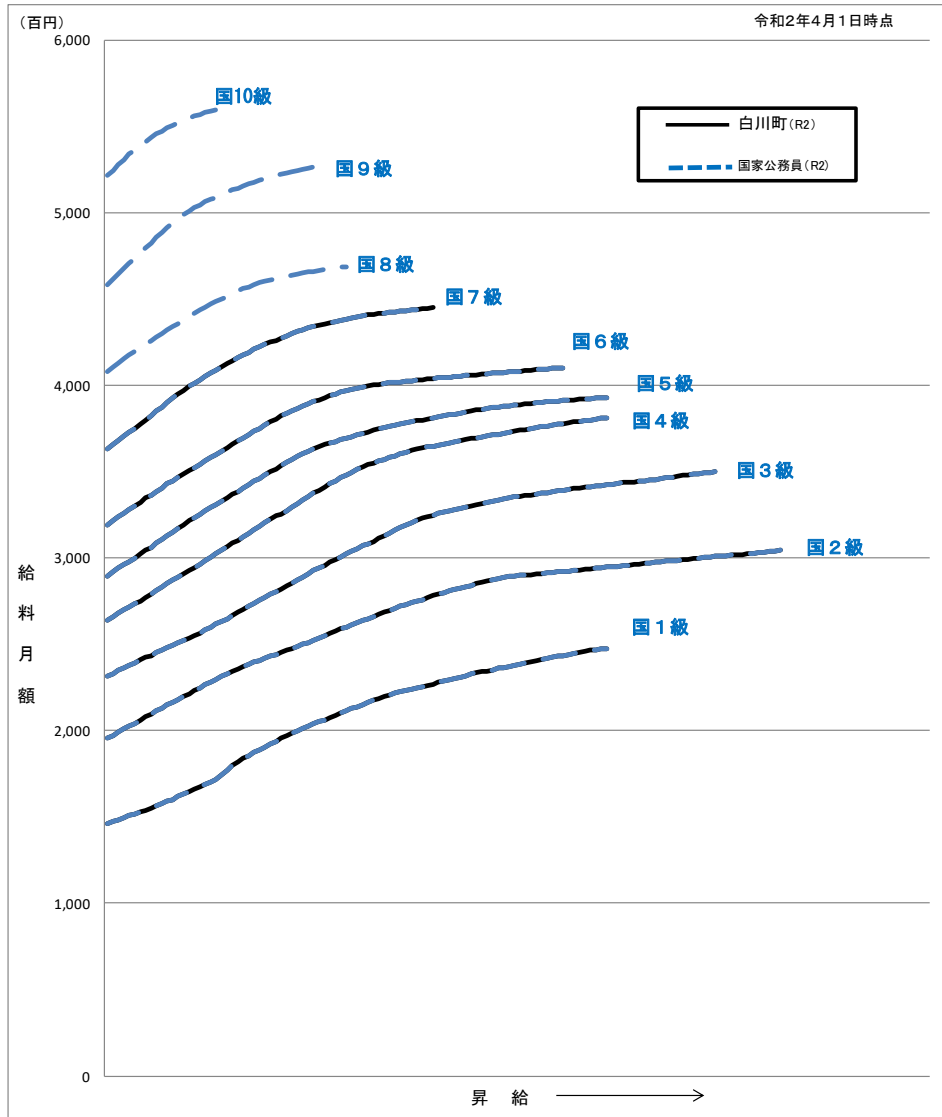
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（2年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	課長	1人	0.9%	362,900円	444,900円
6級	課長	14人	12.1%	319,200円	410,200円
5級	主幹	11人	9.5%	289,700円	393,000円
4級	副主幹	10人	8.6%	264,200円	381,000円
3級	主査	35人	30.2%	231,500円	350,000円
2級	主任	9人	7.8%	195,500円	304,200円
1級	主事	36人	31.0%	146,100円	247,600円

- (注) 1 白川町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（2年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（白川町）

令和2年4月2日から令和3年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

白川町	岐阜県	国
1人当たり平均支給額（元年） 1,322 千円	1人当たり平均支給額（元年） 1,721 千円	—
(元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### ○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（白川町）

令和2年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

##### (2) 退職手当（2年4月1日現在）

白川町	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 (退職時特別昇給 なし )	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)
1人当たり平均支給額 (定年) (自己都合) 千円 千円 22,931 494	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、○年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（2年4月1日現在） なし

(4) 特殊勤務手当（2年4月1日現在） なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績（元年度決算）	24,349 千円
職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）	202 千円
支給実績（30年度決算）	16,304 千円
職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	138 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（元年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（2年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（元年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）
扶養手当	扶養親族のある者に対して支給 ① 配偶者 6,500円 ② 子 10,000円 ③ その他父母等 6,500円 16歳から22歳の子があるとき +5,000円	同		千円 16,955	円 273,476
住居手当	住居を一定額以上で借り受けている者 ① 月額27,000円以下の場合 家賃-16,000円 ② 27,000円以上の場合 (家賃-27,000円)×1/2+11,000円	同		千円 4,380	円 208,590
通勤手当	通勤のため、交通機関及び自動車等を使用している者 片道2～5km 2,000円 以下5km単位で 4,200円・ 7,100円・10,000円・12,900円・ 15,800円・18,700円・21,600円・ 24,400円・26,200円・28,000円・ 29,800円 60km以上 31,600円	同		千円 11,412	円 100,105
管理職手当	管理職の職にある者に対して支給 ① 教育主幹 40,000円 ② 課長(7級) 40,000円 ③ 課長(6級) 35,000円 ④ 専門監 30,000円 ⑤ 公民館長・事務長・保育園長 20,000円	異	職責に応じて支給	千円 10,110	円 361,071
宿日直手当	宿日直勤務を命じられた職員に支給 1回につき4,400円	同		2,957 千円	45,489 円
児童手当	① 3歳未満 15,000円 ② 3歳以上小学校修了前 第1子、2子 10,000円 第3子以降 15,000円 ③ 中学生 10,000円	同		千円 8,065	円 237,206



## 5 特別職の報酬等の状況（2年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	町 長	675,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 870,000 円 / 396,000 円	
	副 町 長	570,000 円	653,000 円 / 360,000 円	
報 酬	議 長	280,000 円	432,000 円 / 200,000 円	
	副 議 長	225,000 円	316,000 円 / 168,000 円	
	議 員	215,000 円	301,000 円 / 150,000 円	
期 末 手 当	町 副 町 長 長	(元年度支給割合) 4.5 月分		
	議 副 議 長 長 員	(元年度支給割合) 4.5 月分		
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 町 村 長	675,000 × (500 × 4年) / 100	13,500,000	任期ごと
		570,000 × (300 × 4年) / 100	6,840,000	任期ごと
	備 考			

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

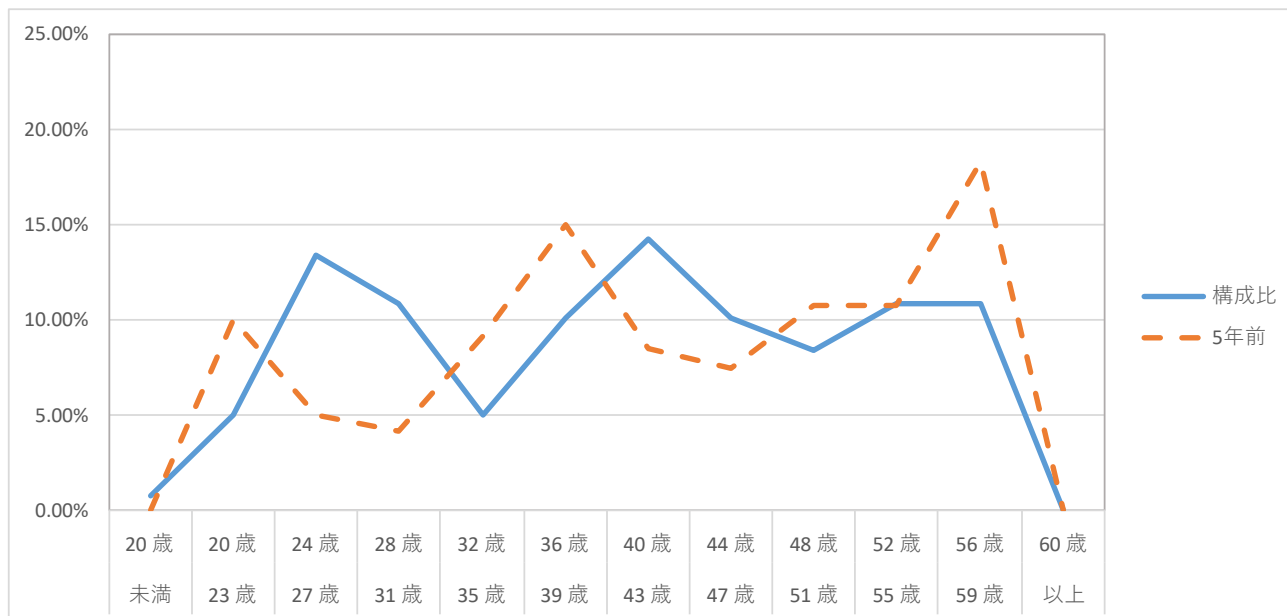
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

部門	区分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和2年	令和元年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	1	2	-1	機構編成に伴う増減
		総務	39	37	2	
		税務	5	5	0	
		農林水産	13	11	2	
		商工	3	3	0	
		土木	6	8	-2	
		民生	24	24	0	
		衛生	9	9	0	
	計	100	99	1	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 124.49 人 類似団体の人口1万人当たりの職員数 110.29 人	
	教育部門	11	12	-1		
消防部門			0			
小計	111	111	0	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 138.18 人 類似団体の人口1万人当たりの職員数 132.73 人		
公 営 企 業 等	水道	4	5	-1		
	その他	4	4	0		
	小計	8	9	-1		
合計		119	120	-1	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 148.14 人	
		[125]	[125]	[0]		

(注)

- 職員数は一般職に属する職員数である。
- [ ]内は、条例定数の合計である。

## (2) 年齢別職員構成の状況（2年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳	計
職員数	1人	6人	16人	13人	6人	12人	17人	12人	10人	13人	13人	0人	119人

## (3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年	27年	28年	29年	30年	31年	2年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	92	93	98	99	99	100	8 (8%)
教育	18	17	13	10	12	11	-7 (-63.64%)
消防	0	0	0	0	0	0	0 (0.00%)
普通会計計	110	110	111	109	111	111	1 (0.9%)
公営企業等会計計	10	10	10	10	9	8	-2 (-25%)
総合計	120	120	121	119	120	119	-1 (-0.84%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

## 7 等級及び職制上の段階ごとの職員数

行政職給料表（一）

令和3年4月1日現在

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	典型的な業務を行う職務	34	28.6%	主事	24	49	41.2%	係員級
				社会福祉士	1			
				保健師	1			
				保育士	8			
2級	知識又は経験を必要とする業務を行う職務	15	12.6%	主任	15			
				保育士	0			
3級	相当の知識又は経験を必要とする職務を行う主査又は係長	35	29.4%	主査	27	43	36.1%	係長級
				保健師	3			
				園長	2			
				保育士	3			
4級	副主幹又は係長の職務	8	6.7%	副主幹	6			
				公民館長	1			
				園長	1			
5級	主幹又は係長の職務	12	10.1%	主幹	5	12	10.1%	課長補佐級
				公民館長	3			
				専門監	1			
				保健師	1			
				園長	1			
				教育主幹	1			
6級	困難な業務を行う課長の職	11	9.2%	課長	3	15	12.6%	課長級
				会計管理者	1			
				議会事務局長	1			
				専門監	4			
				給食センター長	1			
				移住交流サポートセンター長	1			
7級	複雑かつ困難な業務を行う課長又は参事の職務	4	3.4%	課長	4			
				参事	0			
合計		119	100%					

行政職給料表（二）

令和3年4月1日現在

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	典型的な業務を行う職務	1	100.0%	清掃員	1	1	100.0%	係員級
2級	知識又は経験を必要とする業務を行う職務	0	0.0%		0			
合計		1	100%					